

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、令和3年11月9日に全日本港湾労働組合沖縄地方本部執行委員長から下記のとおり争議行為を行う旨、通知がありました。
令和3年11月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 事件（要求事項）
 - (1) 2021年冬期一時金
 - ① 職員・常備は新基本給の35割を支給すること。
 - ② 準常備は日額×20日×35割を支給すること。
 - ③ 支給日は12月17日（金）までとすること。
 - (2) 退職金制度について
勤続30年に対し最低でも、1,000万円以上を支給すること。
 - (3) 退職者に伴う人員の補充
 - ① 退職者に伴い、人員を補充すること。
 - ② そのほか、必要に応じて人員を補充すること。
 - (4) 港湾の制度政策及び年末年始特別作業奨励金について
 - ① 全国港湾連合会の要求にもとづき交渉を進めること。
 - ② 港湾部会交渉にて討議すること。
 - ③ 支給額交渉の上、支給すること。
 - (5) 港湾産別協定の履行について
中央労使、港湾部会で協定化された産別協定内容に批准するよう各種諸労働条件の見直しを進めること。
 - (6) 給与格差を是正すること。
 - (7) 組合員の職種復帰について
 - (8) 諸手当の見直し
家族手当、帰省旅費、住宅手当を見直すこと。
- 2 期間
2021年11月22(月)始業時より、本件の全面解決に至るまで。
- 3 場所 沖縄港運株式会社、琉球港運株式会社、株式会社OTK、株式会社第一港運、一般社団法人全沖縄検数協会、沖縄第一倉庫株式会社、琉球物流株式会社、那覇埠頭倉庫株式会社、琉球物流運輸株式会社、株式会社沖縄急送、琉球倉庫運輸株式会社、株式会社東洋、株式会社きょうはい、マルエー物流株式会社、株式会社小緑運輸、株式会社ロジカルサポート、沖縄セメント工業株式会社、株式会社沖縄コンクリート、琉球海運株式会社、八重山港運株式会社、美崎運輸株式会社、石垣港運株式会社及び沖縄ポートターミナル株式会社
- 4 概要 全日本港湾労働組合沖縄地方本部の組合員が稼働す職場全て。